

○国立大学法人筑波大学の事業場及び事業場の長に関する法人細則

平成16年5月20日  
法人細則第10号

改正 平成17年法人細則第9号

平成19年法人細則第5号

国立大学法人筑波大学の事業場及び事業場の長に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）第105条、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）第104条、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号）第100条、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第10号）第65条、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第15号）第68条及び国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号）第68条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の事業場及び事業場の長について定めるものとする。

(事業場及び事業場の長)

第2条 法人に次表の左欄の事業場を置き、それぞれ右欄に掲げる者を事業場の長とする。

事業場	事業場の長
(1) 大学本部等事業場	人事を担当する副学長
(2) 附属病院事業場	附属病院長
(3) 東京キャンパス事業場	附属学校教育局教育長
(4) 附属小学校事業場	附属小学校長
(5) 附属中学校事業場	附属中学校長
(6) 附属高等学校事業場	附属高等学校長
(7) 附属駒場中学校・附属駒場高等学校事業場	附属駒場中学校長・附属駒場高等学校長
(8) 附属坂戸高等学校事業場	附属坂戸高等学校長
(9) 附属視覚特別支援学校事業場	附属視覚特別支援学校長
(10) 附属聴覚特別支援学校事業場	附属聴覚特別支援学校長
(11) 附属大塚特別支援学校事業場	附属大塚特別支援学校長
(12) 附属桐が丘特別支援学校事業場	附属桐が丘特別支援学校長
(13) 附属久里浜特別支援学校事業場	附属久里浜特別支援学校長

2 前項に規定する大学本部等事業場及び東京キャンパス事業場の適用範囲については、学長が告示する。

附 則

この法人細則は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.24法人細則9号）

この法人細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.22法人細則5号）

この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。